

和泉市国民健康保険条例の一部改正について（概要）

1. 主な改正の理由

- ・持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成27年法律第31号）の施行により、平成30年度から大阪府が国民健康保険の運営主体となり、府内のどこに住んでいても、同じ所得・同じ世帯構成であれば同じ保険料額となるよう、保険料の賦課に府内統一基準が設けられることになった。和泉市においても基準を改める必要がある。

2. 主な改正の内容

	和泉市	改正後（府内統一基準）
① 保険料の賦課総額	和泉市国民健康保険加入者の医療費等から交付金等を控除した金額	府内国民健康保険者加入者の医療費等を賄うために、市長村毎の所得水準や被保険者数、世帯数等を踏まえて決定される府への事業費納付金額
② 保険料率	賦課総額を賦課方式・賦課割合に基づき、加入者の基準総所得金額・被保険者数・世帯数で除した数及び額	府が示す市町村標準保険料率
③ 賦課方式	所得割、均等割、平等割の3方式	所得割、均等割、平等割の3方式 (介護納付金分のみ所得割、均等割の2方式)
④ 賦課割合	所得割：均等割：平等割＝50：35：15	所得割：(均等割＋平等割)＝ β ：1 (β は所得のシェアをどの程度事業費納付金の配分に反映させるかを調整する係数)、 均等割：平等割 ＝60：40
⑤ 仮算定の有無	有	無
⑥ 本算定期限	7月1日	6月1日
⑦ 納付回数	4月から翌年3月までの年12回	6月から翌年3月までの年10回

※平成30年度からの制度改正ですが、保険料が急激に増加することがないように、平成35年度までは激変緩和措置期間が設けられています。和泉市においても緩和措置を行う予定です。